

令和7年度船橋市親世帯・ 子育て世帯近居同居支援事業

～安心して暮らすための支援をします～

【親世帯・子育て世帯近居同居支援事業とは】

親世帯と子育て世帯が近居又は同居するための住宅取得に伴う費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援します。

【近居の範囲】

親世帯と子育て世帯が同一の小学校区、又は直線で1.2km以内の範囲に居住することをいいます。



【助成額について】

10万円

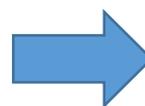
【申請期間】

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）まで

【申請方法】

- 住宅の取得に係る契約の前に届出が必要です。（郵送・メール・電子申請可）
- 上記申請期間に申請書に必要書類を添えて住宅政策課へ提出してください。（郵送可）
- 届出書及び申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

ホームページはこちら



お問合せ 船橋市役所 建築部 住宅政策課
047-436-2712

助成対象要件

<input type="checkbox"/>	住宅の建築又は購入に係る契約を締結する前に、市に届出をしていること
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子育て世帯が、新たに建築又は購入した市内の住宅に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に転居（住民票の異動をいいます。）することにより市内で近居又は同居すること
<input type="checkbox"/>	子育て世帯に18歳以下の子ども（出産予定を含む。）が同居していること
<input type="checkbox"/>	親世帯又は子育て世帯が市内に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	申請者が市税を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	申請する世帯が、生活保護法に規定する被保護世帯ではないこと
<input type="checkbox"/>	申請する世帯が、船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと
<input type="checkbox"/>	過去にこの事業の助成を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	建築基準法その他関係法令の基準に適合する住宅であること
<input type="checkbox"/>	耐震性能を有していること（別紙参照）
<input type="checkbox"/>	転居した世帯の住宅が最低居住面積水準（別紙参照）を満たしていること

必要書類

①事前届出（郵送・メール・電子申請可※）

住宅に係る**契約締結前**に届出書（第1号様式）を住宅政策課に提出頂くか、電子申請にて届出をしてください。

※電子申請で届出を行う場合は、次の2つの方法のいずれかでアクセスしてください。

1. 右のQRコードを読み取る
2. 市ホームページの「令和7年度親世帯・子育て世帯近居同居支援事業について」のページから電子申請ページへ進む

〈事前届出〉



②交付申請（郵送可）※電子申請は受け付けていません

申請書に必要な書類を添えて住宅政策課へ提出してください。

<input type="checkbox"/>	交付申請書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	親世帯・子育て世帯の親子関係が証明できる戸籍全部事項証明書
<input type="checkbox"/>	市税納付確認書
<input type="checkbox"/>	建物の売買又は工事請負契約書の写し及び領収証の写し
<input type="checkbox"/>	建物の検査済証等の写し
<input type="checkbox"/>	建物の築年数がわかる書類
<input type="checkbox"/>	（子育て世帯の第一子が誕生前の場合） 母子健康手帳の交付年月日及び母の氏名が記載されたページの写し

〈送付先〉〒273-8501

船橋市湊町2-10-25 船橋市役所6階住宅政策課

E-mail: jutakuseisaku@city.funabashi.lg.jp

助成金交付の流れ

申請者（住宅購入者）

市役所

事前届出

住宅の建築・購入に係る契約を締結する前に以下のいずれかの方法で市に届出をしてください。

- ①事前届出書（第1号様式）を住宅政策課に提出
- ②電子申請にて届出（前ページ参照）

書類等の記入に

「消せるボールペン」は使用しないでください。

届出の収受

住宅の契約～転居することにより近居・同居が成立

住宅の建築・購入契約をし、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に転居（住民票の異動をいいます。）することにより、近居・同居が成立。



申請書類の提出

令和8年3月31日までに以下の書類を準備し、申請してください。

- ①交付申請書（第2号様式）
- ②必要書類（前ページ参照）

審査

助成要件を満たしているか審査を行い、助成の可否を決定後、交付決定通知書を送付します。
※審査には1か月ほどかかります。

交付決定通知書の受取

口座振込み

交付決定通知後、口座振込みにより助成金を交付します。
※振込みには1か月ほどかかります。

助成金の受取

《親世帯・子育て世帯近居同居支援事業》
～Q&A～

Q:どのような転居が対象となりますか？

A：住宅を新たに建築・購入し、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に転居（住民票の異動をいいます。）し、親世帯と子育て世帯が近居又は同居した場合に対象となります。

Q:近居とはどの位の距離ですか？

A：同一の小学校区内または直線距離で1.2km以内です。
※地図アプリ等でご確認いただくことができます。

Q:現在第1子を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか？

A：対象になります。確認のため、母子健康手帳の交付年月日と母の氏名が書かれたページの写しをご提出ください。

Q:18歳以下の子どもとは、いつ以降に生まれた子のことですか？

A：平成19年4月2日以降に生まれた方が対象です。

Q:引き渡しまでに長期間要する場合でも申請できますか？

A：事前届出は契約前にしていただく必要がありますが、引き渡しが次年度以降となる場合でも、その時点で要件を満たしていれば、その年度に申請することができます。

Q:既に住宅の新築・購入に係る契約が済んでいるが、対象になりますか？

A：契約前に届出が必要であるため、対象になりません。

Q:耐震性能を有する建物とはどういう建物ですか？

A：昭和56年6月1日以降に適用された新耐震基準を満たす建物です。ただしそれ以前に建設された建物（旧耐震基準）の場合でも耐震診断の結果、新耐震基準を満たすと判断された建物を含みます。詳しくは別紙「耐震性能を有する建物について」をご覧ください。

Q:親世帯及び子育て世帯の両方が近居又は同居のため転居した場合、両方の世帯が助成の対象になりますか？

A：いずれか一方の世帯のみが助成の対象になります。

Q:同居していましたが、今回近居することになりました。対象になりますか？

A：対象になります。近居から近居や近居から同居についても対象になります。

Q:最低居住面積水準は、いつ時点の年齢で計算しますか？

A：申請時点の年齢で計算してください。また、計算方法の詳細については、別紙「最低居住面積水準について」をご確認ください。なお、ホームページにて、世帯人数を入力すると、面積水準が計算できるツールを用意しておりますのでご活用ください。

Q:親族から中古住宅を贈与されて親と近居する場合、助成の対象となりますか？

A：贈与・相続により住宅を取得した場合は対象外です。

